新見市告示第１２０号

令和４年度新見市運送事業者緊急支援金交付要綱を次のように定める。

令和 ４ 年 ７ 月２２日

新見市長　戎　　　斉

令和４年度新見市運送事業者緊急支援金交付要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、新型コロナウイルス感染症の感染状況等に起因する原油価格及び物価の急激な高騰により運送事業者の経営に及ぼす影響を緩和し、社会のインフラとして重要な運送事業者の事業の維持及び改善を図るため、市内で運送事業を営む事業者のうち事業継続に向けて取り組む者に対して、予算の範囲内において令和４年度新見市運送事業者緊急支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、新見市補助金等交付規則（平成１７年新見市規則第６３号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1. 新型コロナウイルス感染症　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関

する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条第８項に規定する指定感染症のうち、

　新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和２年政令第１

１号）により定められたものをいう。

（２）　運送事業者　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号。以下「法」という。）第４条の許可を受け、又は法第３６条により届出た、貨物自動車運送事業（法第２条第１項に規定する貨物自動車運送事業をいう。）を営む、市内に本店（個人事業者においては住所）又は法第４条第１項第２号の事業計画に定める営業所を置く法人又は個人事業者

（支援対象者）

第３条　支援対象者（以下「対象者」という。）は、別表に定める対象要件を満たす運送事業者とする。

（支援金の額）

第４条　支援金の額は、別表に定める交付額とする。

２　支援金の交付は、同一の対象者に対して一回限りとする。

（支援金の申請）

第５条　支援金を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、令和４年９月３０日までに、令和４年度新見市運送事業者緊急支援金交付申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

1. 新見市運送事業者緊急支援金 交付対象車両一覧（様式第２号）
2. 令和３年分の確定申告書第一表の控え又は法人税確定申告書別表一の控え
3. 交付対象車両の自動車検査証の写し
4. 運輸局からの自動車運送業の許可書、更新許可書、運輸局への許可申請書、届

出書等のいずれかの写し

1. 誓約書（様式第３号）
2. 納税等状況調査同意書

（７）　支援金振込先口座が確認できる通帳等の写し

（８）　その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第６条　市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、支援金の交付を決定したときは、令和４年度新見市運送事業者緊急支援金交付決定通知書（様式第４号）により、支援金の交付をしないことを決定したときは、令和４年度新見市運送事業者緊急支援金不交付決定通知書（様式第５号）によりそれぞれ申請者に通知するものとする。

（支援金の交付）

第７条　前条に規定する支援金の交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに令和４年度新見市運送事業者緊急支援金請求書（様式第６号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項に規定する請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付決定者に対し支援金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第８条　市長は、交付決定者が次の各号に該当する場合には、その支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

（１）　偽りその他不正の手段により支援金の交付決定を受けたとき。

（２）　法令又はこの告示に違反したとき。

２　市長は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消した場合は、交付決定者に対し令和４年度新見市運送事業者緊急支援金交付決定取消通知書（様式第７号）により通知するものとする。

（支援金の返還）

第９条　市長は、前条の規定による支援金の取消しを決定した場合は、既に交付した支援金の全部又は一部を返還させることができる。

２　市長は、前項の規定により支援金の全部又は一部の返還を命ずる場合は、交付決定者に対し令和４年度新見市運送事業者緊急支援金返還命令通知書（様式第８号）により通知するものとする。

（その他）

第１０条　この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

　（施行期日）

１　この告示は、令和４年７月２５日から施行する。

　（有効期限）

２　この告示は、令和５年３月３１日限り、その効力を失う。

別表（第３条・第４条関係）

|  |
| --- |
| 対　　象　　要　　件 |
| 1. 令和４年６月１日時点において、市内の本店又は営業所で運送事業を営む事業

者のうち事業を継続する意思がある者1. 交付対象車両（被牽引車は除く）は、使用の本拠の位置を市内に置いてあるもの

とする。（３）　令和３年以前から事業収入（売上）を得ていること。（４）　令和３年分の確定申告をしている者又は法人税確定申告をしている者（５）　新見市納税等に係る公平性の確保に関する条例（平成２４年新見市条例第２８号）第２条に規定する特別措置の対象とならない者（６）　運送事業者の代表者、役員、使用人その他の従業員もしくは構成員等が新見市暴力団排除条例（平成２３年条例第３２号）第２条第１項第２号及び第３号の規定に該当しないこと。（７）　この告示により既に支援金を受けていないこと。 |
| 交付対象車両 | 交付額 |
| 普通貨物自動車 | 車両１台あたりに５０，０００円を乗じた額とする。 |
| 小型貨物自動車 | 車両１台あたりに１０，０００円を乗じた額とする。 |

様式第１号（第５条関係）

令和４年度新見市運送事業者緊急支援金交付申請書

令和　　　年　　月　　日

新見市長　 戎　　　斉 様

住 所（所在地）

名 称

氏 名（代表者名）

令和４年度新見市運送事業者緊急支援金交付要綱第５条に基づき、関係書類を添えて申請します。

１　運送事業者緊急支援金

|  |  |
| --- | --- |
| （１）普通貨物自動車　　車両台数【　　　台】×５０，０００円 | （Ａ） |
|  |  |  |  | ０ | ０ | ０ | 円 |
| （２）小型貨物自動車　　車両台数【　　　台】×１０，０００円 | （Ｂ） |
|  |  |  |  | ０ | ０ | ０ | 円 |

２　申請総額

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 合　計 | (Ａ)＋(Ｂ) |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 円 |

３　担当者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏　名 |  | 電話番号 |  |

【添付書類】

1. 新見市運送事業者緊急支援金 交付対象車両一覧（様式第２号）
2. 令和３年分の確定申告書第一表の控え又は法人税確定申告書別表一の控え
3. 交付対象車両の自動車検査証の写し
4. 運輸局からの自動車運送業の許可書、更新許可書、運輸局への許可申請書、届

出書等のいずれかの写し

1. 誓約書（様式第３号）
2. 納税等状況調査同意書

（７）　支援金振込先口座が確認できる通帳等の写し

（８）　その他市長が必要と認める書類

様式第２号（第５条関係）

新見市運送事業者緊急支援金　交付対象車両一覧

事業者（営業所）名

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 車両番号 |  |  | 車両番号 |
| １ |  |  | 16 |  |
| ２ |  |  | 17 |  |
| ３ |  |  | 18 |  |
| ４ |  |  | 19 |  |
| ５ |  |  | 20 |  |
| ６ |  |  | 21 |  |
| ７ |  |  | 22 |  |
| ８ |  |  | 23 |  |
| ９ |  |  | 24 |  |
| 10 |  |  | 25 |  |
| 11 |  |  | 26 |  |
| 12 |  |  | 27 |  |
| 13 |  |  | 28 |  |
| 14 |  |  | 29 |  |
| 15 |  |  | 30 |  |

様式第３号（第５条関係）

誓約書

私は、新型コロナウイルス感染症に起因した原油高騰対策に係る令和４年度新見市運送事業者緊急支援金の交付申請に関して、次のとおり誓約します。

・この申請に関し、全ての申請要件を満たしています。もし、虚偽が判明した場合は、交付決定の取消や支援金の返還等に応じます。また、この取消等により当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

・新見市から報告・立会検査等の求めがあった場合は、これに応じます。

・令和３年以前の市税等を滞納していません。なお、申請に関し、新見市納税等に係る公平性の確保に関する条例第２条第２項各号に掲げる市税等の私の納付状況について調査されることに同意します。

　また、同申請に対する特別措置が決定された場合、申請者に私の市税等に滞納があるため特別措置が決定された旨を通知することに同意します。

・代表者又は役員が新見市暴力団排除条例（平成２３年条例第３２号）第２条第１項第２号及び第３号に規定する者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。

・申請において、今後も事業を継続する意思を有します。

・令和４年度新見市運送事業者緊急支援金の申請内容についての確認又は交付決定の取消しに際し、必要となる情報を関係機関に対して照会することについて同意します。

・申請内容に不正があった場合等、必要がある場合には、支援金の支給を受けた事業者名や対象施設名等の情報が公表されることに同意します。

・業種に係る営業に必要な許可等を全て有しています。

令和　　年　　月　　日

住 所（所在地）

名 称

氏 名（代表者名）　　　　　　　　　　　印

様式第４号（第６条関係）

令和４年度新見市運送事業者緊急支援金交付決定通知書

新見市指令　　第　　号

　　　　　　　　　　　　　様

新見市長　　　　　　　印

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった支援金の交付については、次のとおり決定したので、令和４年度新見市運送事業者緊急支援金交付要綱第６条の規定により通知する。

|  |  |
| --- | --- |
| 交付年度 |  |
| 交付金額 | 円 |
| 交付予定時期 |  |
| 交付条件 | １　支援事業の内容の変更をするときは、市長の承認を受けること。２　令和４年度新見市運送事業者緊急支援金交付要綱に違反した場合は、決定を取消し、返還を命ずる。 |

　注　上記の交付決定に対して不服がある場合は、この通知書受領の日から２０日以内に文書で申請の取下げをすること。

様式第５号（第６条関係）

令和４年度新見市運送事業者緊急支援金不交付決定通知書

　　第　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

新見市長　　　　　　　印

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった令和４年度新見市運送事業者緊急支援金について、下記のとおり不交付とすることを決定したので、令和４年度新見市運送事業者緊急支援金交付要綱第６条の規定により通知します。

記

１．申　 請　 年　 度　　　　　　　　　　　　　　　　年度

２．不 交 付 の 理 由

３．そ　　 の　　 他

様式第６号（第７条関係）

令和４年度新見市運送事業者緊急支援金請求書

年　　月　　日

新見市長　 戎　　　斉 様

申請者

住 所（所在地）

名 称

氏 名（代表者名）

年　　月　　日付、新見市指令　第　　号により交付決定を受けた令和４年度新見市運送事業者緊急支援金について、下記のとおり請求します。

記

請　求　額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　振　込　先

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名・支店名 | 種類 |
|  | 銀行 |  | 本店 | 普通当座 |
|  | 信金 |  |  |
|  | 農協 |  | 支店 |
| 口座番号 | 口座名義（カタカナ） |
|  |  |  |  |  |  |  | （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

様式第７号（第８条関係）

令和４年度新見市運送事業者緊急支援金交付決定取消通知書

　　第　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

　新見市長　　　　　　　印

　　　　　年　　月　　日付けで交付を決定した令和４年度新見市運送事業者緊急支援金について、下記のとおり交付決定の取消しを決定したので、令和４年度新見市運送事業者緊急支援金交付要綱第８条の規定により通知します。

記

１．申　　請　　年　　度　　　　　　　　　　　　　年度

２．交付決定通知　　　　　　　年　　月　　日付け通知

　　新見市指令　　第　　　号

３．支援金交付決定額　　　　　　　金　　　　　　　　　円

４．取消額　　　　　　　金　　　　　　　　　円

５．取消後の交付決定額　　　　　　　金　　　　　　　　　円

６．取 消 理 由

様式第８号（第９条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

新見市長　　　　　　　印

令和４年度新見市運送事業者緊急支援金返還命令通知書

　　　　　　年　　月　　日付けで交付決定した令和４年度新見市運送事業者緊急支援金について、下記のとおり返還するよう、令和４年度新見市運送事業者緊急支援金交付要綱第９条の規定により通知します。

記

１．申　　請　　年　　度　　　　　　　　　　　　　年度

２．交付決定通知　　　　　　　年　　月　　日付け通知

　　新見市指令　　第　　　号

３．支援金交付決定額　　　　　　　金　　　　　　　　　円

４．返還額　　　　　　　金　　　　　　　　　円

５．返還期限　　　　　　　　　　　年　　月　　日

６．返 還 理 由